

財形住宅融資の物件
検査も、この手引き
をご覧ください。

【フラット35】 物件検査の手引き

I 物件検査(適合証明書取得)手続きの概要

I-1	物件検査手続きの種類と流れ	P 1
I-2	技術基準の概要について	P 2
I-3	財形住宅融資の物件検査について	P 4

II 物件検査(適合証明書取得)の手続きの詳細

II-1	通常の手続き	P 5
II-2	設計住宅性能評価または建設住宅性能評価を活用する場合の手続き	P10

III 物件検査(適合証明書取得)の申請について

III-1	申請先(問い合わせ先)について	P16
III-2	物件検査申請書の記載要領	P20
III-3	「フラット35登録マンション」の手続き	P28

[申請書式について]

物件検査の申請書式はフラット35サイト(<http://www.flat35.com>)からダウンロードできます。



I 物件検査(適合証明書取得)手続きの概要

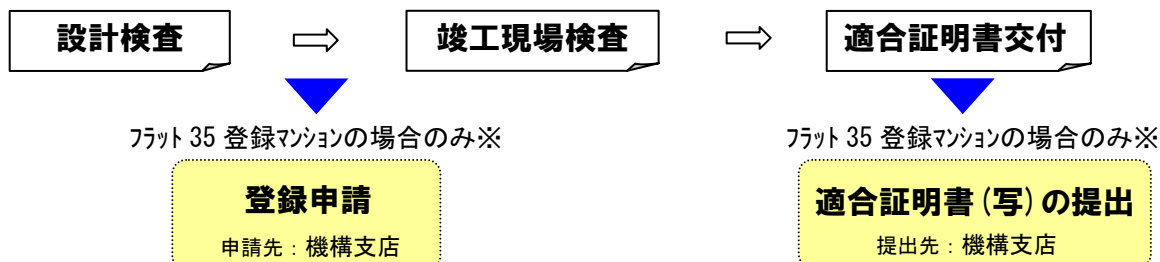
I-1 物件検査手続きの種類と流れ

【フラット35】および【フラット35】S(20年金利引下げタイプを含みます。)の物件検査手続きは次のとおりです。物件検査の一部を省略できる場合があります。

物件検査の申請先の検査機関については、P16を参照してください。

● 通常の手続き(詳しくは、P5参照)

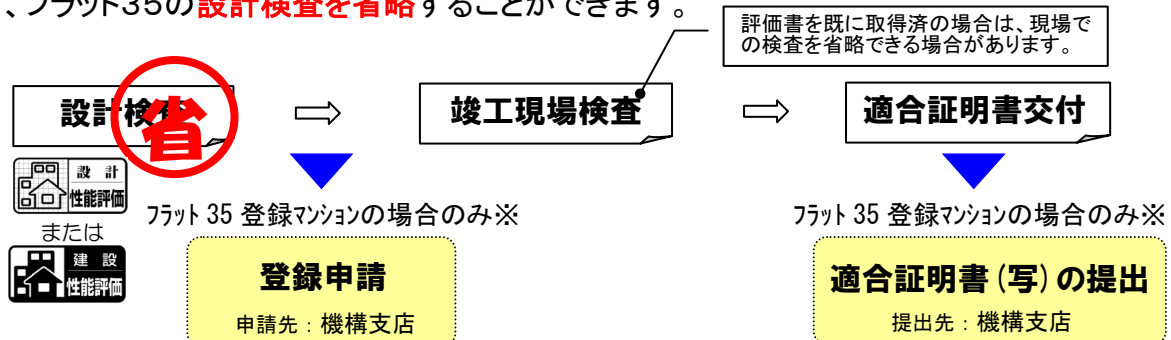
設計検査、竣工現場検査を所定の時期に行います。



※ フラット35登録マンションを利用しない場合は、機構への登録申請および適合証明書(写)の提出は不要です。

● 設計住宅性能評価または建設住宅性能評価を活用する場合の手続き(詳しくは、P10参照)

設計住宅性能評価または建設住宅性能評価(一定の等級を満たすものに限ります。)を活用して、フラット35の**設計検査を省略**することができます。



※ フラット35登録マンションを利用しない場合は、機構への登録申請および適合証明書(写)の提出は不要です。

● マンション全体で申請する場合(「フラット35登録マンション(※)」とする場合)

マンション全体を一括して申請してください。適合証明書はマンション全体に対し1通発行されます。

※フラット35登録マンションとは

「フラット35登録マンション」とは、事業者様がマンション全体(*)について適合証明書を取得する予定として、あらかじめ住宅金融支援機構にご登録いただいたマンションのことをいいます。制度の詳細やご登録の手続き方法は、P28もしくはフラット35サイト(http://www.flat35.com/tetsuduki/mansion_flow.html#SUB2)をご覧ください。

*複数棟ある団地を販売期ごとや1棟ごとに分けて申請いただくことも可能です。

*一部対象外住戸があっても対象外住戸を明記することで、ご登録いただけます。

● 住戸単位で申請する場合(「フラット35登録マンション」としない場合)

一戸から複数戸で、住戸単位での申請となります。適合証明書は、住戸単位で発行されます。

● 物件検査手数料について

物件検査に当たっては、物件検査手数料が必要で、お客様のご負担となります。物件検査手数料は適合証明検査機関によって異なります。

● 適合証明とは

適合証明とは、住宅金融支援機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、物件検査の申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。

1-2 技術基準の概要について

1 フラット35の技術基準

フラット35の技術基準(共同建て)の概要は次のとおりです。

詳しくは、「フラット35サイト」でご確認ください。

(<http://www.flat35.com/tetsuduki/shinchiku/tech.html>)

基準	基準の概要
接道	原則として一般の道に2m以上接すること
住宅の規模	30㎡以上
住宅の規格	原則として2以上の居住室(家具等で仕切れる場合でも可)、炊事室、便所、浴室の設置
併用住宅の床面積	併用住宅の住宅部分の床面積は全体の2分の1以上
断熱構造	住宅の天井または屋根、外壁、床下などに所定の厚さ以上の断熱材を施工(省エネルギー対策等級2レベルの断熱構造)
住宅の構造	耐火構造または準耐火構造
配管設備の点検	共用配管を構造耐力上主要な壁の内部に設置しないこと
区画	住宅相互間を1時間準耐火構造等の界床・界壁で区画
床の遮音構造	界床を厚さ15cm以上(RC造の場合)
維持管理基準	<p>管理規約に次の事項が定められていること</p> <p>①管理規約の対象となる敷地、建物、付属施設、共用部分の範囲</p> <p>②区分所有者が管理費および修繕積立金を納入しなければならないこと</p> <p>③修繕積立金の用途範囲としてアの事項が入っていることおよびア～キ以外の項目が入っていないこと</p> <p>ア 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕</p> <p>イ 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕</p> <p>ウ 建物の敷地等および共用部分等の変更</p> <p>エ 劣化診断</p> <p>オ 長期修繕計画の作成および見直し</p> <p>カ 建物の建替えに係る合意形成に必要な事項の調査</p> <p>キ アからカに準ずる管理</p> <p>④修繕積立金は、管理費と区分して経理しなければならないこと</p> <p>⑤管理組合が管理する敷地、共用部分および付属施設の修繕および変更に関する業務が管理組合の業務とされていること</p> <p>⑥次のすべてが管理組合の集会の議決事項であること</p> <p>ア 収支決算、収支予算</p> <p>イ 管理費、修繕積立金および使用料の額並びに賦課徴収方法</p> <p>ウ ③の項目に充てるための資金の借入れおよび修繕積立金の取崩し</p>
	長期修繕計画

2 フラット35S(優良住宅取得支援制度)の対象となる住宅の基準

フラット35Sの基準には、「フラット35S(①～④)」と「フラット35S(20年金利引下げタイプ)(⑤～⑦)」があり、いずれか1つ以上に適合することが条件となります。

《フラット35Sの対象となる住宅の基準》

性能項目	住宅性能表示基準
① 省エネルギー性	省エネルギー対策等級4
② 耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上、または、免震建築物
③ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上、かつ、 高齢者等配慮対策等級(共用部分)3以上
④ 耐久性・可変性	次に掲げる全て ・劣化対策等級3 ・維持管理対策等級(専用配管)2以上 ・維持管理対策等級(共用配管)2以上 ・一定の更新対策※ ※躯体天井高2.5m以上、間取り変更の障害となる柱等がないこと

《フラット35S(20年金利引下げタイプ)の対象となる住宅の基準》

性能項目	住宅性能表示基準等
⑤ 耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3
⑥ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上、かつ、 高齢者等配慮対策等級(共用部分)4以上
⑦ 耐久性・可変性	長期優良住宅 〔長期優良住宅の認定基準(概要)〕 ・構造躯体等の劣化対策【劣化対策等級3他】 ・維持管理・更新の容易性【維持管理対策等級3、更新対策等級(共用排水管)3】 ・耐震性【耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上、または、免震建築物】 ・バリアフリー性【高齢者等配慮対策等級(共用部分)3】 ・省エネルギー性【省エネルギー対策等級4】 ・可変性 ・維持保全等 ・街並・景観への配慮 ・住戸床面積

! ご注意

・ ①～⑥の基準について

①～⑥の基準については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の評価方法基準に準拠しています。基準の詳細は、以下のURLをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm>

※住宅性能表示制度の「設計住宅性能評価書」や「建設住宅性能評価書」を取得しない住宅でも基準に適合すれば対象となります。

・ ⑦《20年金利引下げタイプ》耐久性・可変性の基準について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けた住宅であることが必要です。認定通知書は所管行政庁から発行されます。

・ フラット35Sの申込受付期間

フラット35Sは申込受付期間が定められています。申込受付期間外にお申込みされた場合は、フラット35S受付期間中に別途金融機関にお申出が必要となります。

1-3 財形住宅融資の物件検査について

財形住宅融資をご利用いただく場合も、フラット35と同様の物件検査の手続きとなります。

なお、共同建ての住宅でフラット35と財形住宅融資に適用される基準の違いは次のとおりです。そのほかの基準については、フラット35と同じです。

基準	フラット35	財形住宅融資
住宅の規模	30㎡以上	40㎡以上 <u>280㎡以下</u>
併用住宅	住宅面積が全体の1/2以上	基準なし
床の遮音構造	界床を厚さ15cm以上(RC造の場合)	基準なし
維持管理基準	<ul style="list-style-type: none">・管理規約に所定の事項が定められていること・長期修繕計画の計画期間が20年以上であること	基準なし

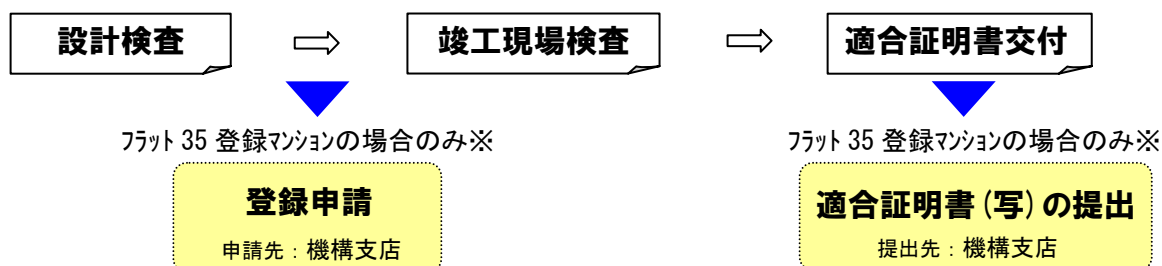
II 物件検査(適合証明書取得)手続きの詳細

フラット35をご利用いただくためには、建設・購入される新築住宅について、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書を取得していただく必要があります。この適合証明書は、適合証明検査機関へ物件検査の申請を行い、合格すると交付されます。

II-1 通常の手続き

●通常の手続き

設計検査、竣工現場検査を所定の時期に行います。



※ フラット35登録マンションを利用しない場合は、機構への登録申請および適合証明書(写)の提出は不要です。

1 設計検査について

設計検査では、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、設計図書等により確認します。

(1) 設計検査の申請時期

設計検査の申請時期は、竣工現場検査の申請前までです。着工後であっても申請できます。

(2) 設計検査申請時の提出書類

チェック	申請書類の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第一面）	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第二面）[共同建て用]	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第三面）[共同建て用]	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	次のいずれかの管理規約等を確認する書類（無い場合は不要。竣工時に提出。）		2部
<input type="checkbox"/>	管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書（※1））および長期修繕計画書案		
<input type="checkbox"/>	「公庫マンション情報登録機関」に登録している物件の場合、公庫マンション情報登録機関に登録している旨を証する書面		
<input type="checkbox"/>	(財)マンション管理センターが実施する「マンションみらいネット」の登録マンションで、マンションみらいネット登録書の付属書である「維持管理基準適合確認書」の写し		
<input type="checkbox"/>	旧公庫が発行した公庫マンション購入融資の「マンション維持管理基準適合確認通知書（写）」		

□	設計図書	
	□ 付近見取図	2部
	□ 配置図	2部
	□ 平面図	2部
	□ 立面図（2面以上）	2部
	□ 矩計図	2部
	□ 断面図	2部
	□ 各住戸の床面積計算図（申請住戸部分）、団地全体の床面積計算図（非住宅（併用）部分がある場合には、その面積の計算図）	2部
	□ 敷地面積計算図	2部
	□ 既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合）	2部
	□ 仕様書（仕上表を含む。）	2部
□	委任状（申請者以外の代理人が手続きを行う場合）	1部

※1 マンション管理規約事前確認通知書とは、管理規約に関する基準について、機構があらかじめ管理規約のひな形（住宅事業者が標準化して使用している管理規約）の内容を確認し、交付したものです。

マンション管理規約事前確認通知書（写し）が提出された場合は、管理規約の基準に適合しているものとして取り扱うことができます。

※2 その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

○フラット35Sを利用する場合の追加提出書類

性能項目	チェック	書式・設計図書	部数
省エネルギー性	□	設計内容説明書（省エネルギー性）	2部
	□	省エネルギー対策等級4を満たす根拠となる資料（矩計図、開口部リスト、計算書（計算による場合）など）	2部
耐震性	□	設計内容説明書（耐震性）	2部
	□	次のいずれか ・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上を満たす根拠となる資料（構造計算書など） ・免震建築物であることを満たす根拠となる資料（構造計算書、免震建築物の維持管理に関する資料など）	2部
バリアフリー性	□	設計内容説明書（バリアフリー性：等級3対応）（第一面～第三面）	2部
	□	高齢者等配慮対策等級3以上を満たす根拠となる資料（平面図など）	2部
耐久性・可変性	□	設計内容説明書（耐久性・可変性）	2部
	□	・劣化対策等級3を満たす根拠となる資料（構造特記仕様書など） ・維持管理対策等級（専用配管）2以上を満たす根拠となる資料（平面図、設備図など） ・維持管理対策等級（共用配管）2以上を満たす根拠となる資料（平面図、設備図など） ・躯体天井高 2.5m以上、住戸専用部の構造躯体の柱等がないことがわかる資料（平面図、矩計図など）	2部

○フラット35S(20年金利引下げタイプ)を利用する場合の追加提出書類

性能項目	チェック	書式・設計図書	部数
耐震性	<input type="checkbox"/>	設計内容説明書（耐震性）	2部
	<input type="checkbox"/>	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3を満たす根拠となる資料（構造計算書など）	2部
バリアフリー性	<input type="checkbox"/>	設計内容説明書（バリアフリー性：等級3対応）（第一面、第二面）	2部
	<input type="checkbox"/>	設計内容説明書（バリアフリー性：等級4対応）（第三面）	2部
	<input type="checkbox"/>	高齢者等配慮対策（専用部分）等級3、高齢者等配慮対策（共用部分）等級4以上を満たす根拠となる資料（平面図など）	2部

※フラット35S（20年金利引下げタイプ）の「耐久性・可変性」をご利用の場合は、所管行政庁から「長期優良住宅」の認定を受けることが要件となりますが、物件検査においては長期優良住宅の認定を受けていることを確認しません。そのため、物件検査の申請書の「フラット35Sの適用する基準」の【20年金利引下げタイプ】欄に「耐久性・可変性」はありません。物件検査は通常のフラット35（フラット35Sの適用なし）として、検査機関に申請を行い、お申込みの金融機関には、「フラット35Sの適用なし」の適合証明書と長期優良住宅の認定通知書（写し）を提出してください。

(3) 設計検査に合格したら

設計検査に合格すると、次の書類が交付されます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①「設計検査に関する通知書」 ②「設計検査申請書」（副本） ③「設計図書等」（副本） |
|--|

※「フラット35登録マンション」をご利用の場合は、設計検査合格後、竣工現場検査申請までに機構支店へ登録申請をしてください（P28参照）。

(4) 設計検査合格後に計画の変更を行う場合

設計検査合格後、計画の変更を行う場合は、現場検査申請時に現場検査申請書の「計画に関する変更内容又は連絡事項」の欄に変更内容を記入するとともに、変更に係る部分の図面を提出してください。

ただし、フラット35Sを新たに追加する場合やフラット35Sで選択する基準を変更する場合（例：耐震性→バリアフリー性）は、再度、設計検査の申請をしていただくこととなります。

なお、住宅の構造・工法が変わるなど、大きな計画の変更がある場合は、あらかじめお申込みされた金融機関および検査機関にご相談ください。

2 竣工現場検査・適合証明について

工事が完了した段階で、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、現地において目視できる範囲で確認します。

また、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認します。

(1) 竣工現場検査の時期

竣工現場検査は、竣工後2年以内の物件（人が住んだことのない物件に限ります。）であれば申請することができます（※）。

具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合わせのうえ、少なくとも検査の1週間前には申請してください。

※金融機関への借入申込時に竣工後2年を超えている住宅または人が住んだことがある住宅は「中古住宅」になりますので、新築住宅として申請手続きはできませんのでご注意ください。

(2) 竣工現場検査・適合証明の提出書類

チェック	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第一面）	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第二面） 〔共同建て用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第三面） 〔共同建て用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	次のいずれかの管理規約等を確認する書類（設計検査時に提出している場合は不要）		2部
<input type="checkbox"/>	管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書（※1）） および長期修繕計画書案		
<input type="checkbox"/>	「公庫マンション情報登録機関」に登録している物件の場合、公庫マンション情報登録機関に登録している旨を証する書面		
<input type="checkbox"/>	(財)マンション管理センターが実施する「マンションみらいネット」の登録マンションで、マンションみらいネット登録書の付属書である「維持管理基準適合確認書」の写し		
<input type="checkbox"/>	旧公庫が発行した公庫マンション購入融資の「マンション維持管理基準適合確認通知書（写）」		
<input type="checkbox"/>	検査済証の写し（建築確認が不要である場合、建築確認が同一窓口の場合は不要）		1部
<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※1 マンション管理規約事前確認通知書については、P6参照。

※2 その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

○フラット35Sを利用する場合の追加提出書類

チェック	申請書等の種類	部数
<input type="checkbox"/>	【省エネルギー性、耐震性または耐久性・可変性（20年金利引下げタイプ以外）を希望する場合】 建築士が作成する工事監理報告書の写し	2部

(3) 竣工現場検査に合格したら

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。

○「フラット35登録マンション」の場合

- ①「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（金融機関提出用）」
 - ②「適合証明書付表」
 - ③「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（申請者用）」
 - ④「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」（副本）
 - ⑤管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書）および長期修繕計画案等（副本）
（竣工現場検査時に提出した場合）
- ※ フラット35をご利用予定のお客様に上記①および②の書類の写しを配布し、金融機関に提出するようお願いください。原本は事業者様が保管してください。
- ※ 機構支店に、適合証明書等の写しを提出してください。（P30 参照）

○「フラット35登録マンション」としない場合

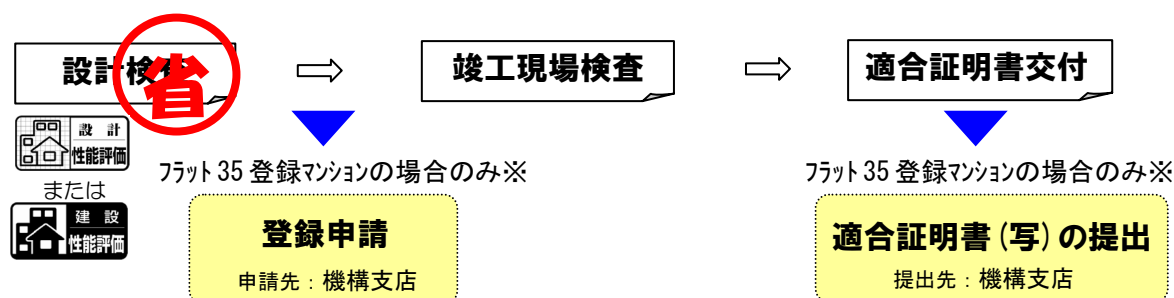
- ①「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（金融機関提出用）」
 - ②「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（申請者用）」
 - ③「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」（副本）
 - ④管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書）および長期修繕計画案等（副本）
（竣工現場検査時に提出した場合）
- フラット35をご利用予定のお客様に上記①の書類の原本を渡し、金融機関に提出するようお願いください。

II-2 設計住宅性能評価または建設住宅性能評価を活用する場合の手続き

●設計住宅性能評価または建設住宅性能評価を活用する場合の設計検査の省略

住宅性能表示制度を利用する共同建ての新築住宅のうち、以下のご利用条件を満たすものについては、「設計検査」の手続きを省略できます。この場合、「竣工現場検査・適合証明」の手続きのみで、適合証明書を取得することができます。

設計住宅性能評価または建設住宅性能評価(一定の等級を満たすものに限ります。)を活用して、フラット35の**設計検査を省略**することができます。



※ フラット35登録マンションを利用しない場合は、機構への登録申請および適合証明書(写)の提出は不要です。

ご利用条件

次の1および2に該当すること。

- 1 下表の等級を満たす設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書を取得(※1)すること。
- 2 設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書を取得する機関と、フラット35の物件検査を行う適合証明検査機関が同一であること。

性能分野	必要等級
省エネルギー対策等級	等級2以上
維持管理対策等級(※2)	(共用配管)等級2以上

※1 竣工現場検査の段階において、建設住宅性能評価書を取得済みである必要はありません。建設住宅性能評価書を未取得の場合は、建設住宅性能評価の検査過程で交付される検査報告書(省令第10号書式)の写し(竣工前の検査で最終のもの)を提出してください。

※2 検査の過程で配管設備の点検に係る基準への適合が確認できれば、当該等級の取得は不要となる場合があります。

！ ご注意

フラット35S、フラット35S（20年金利引下げタイプ）をご利用になる場合は、P10記載のご利用条件に加えて、以下のうち該当する条件に適合している必要があります。

○ フラット35Sのご利用条件

下表のいずれか1つ以上の性能を満たす設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書を取得すること。

① 省エネルギー性	省エネルギー対策等級4
② 耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、または、免震建築物
③ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上、かつ、 高齢者等配慮対策等級（共用部分）3以上
④ 耐久性・可変性	次に掲げる全て ・劣化対策等級3 ・維持管理対策等級（専用配管）2以上 ・維持管理対策等級（共用配管）2以上 ・更新対策（住戸専用部）：躯体天井高が2.5m以上あること、かつ、住戸内に間取りの変更の障害となる壁または柱がないこと。

○ フラット35S(20年金利引下げタイプ)のご利用条件

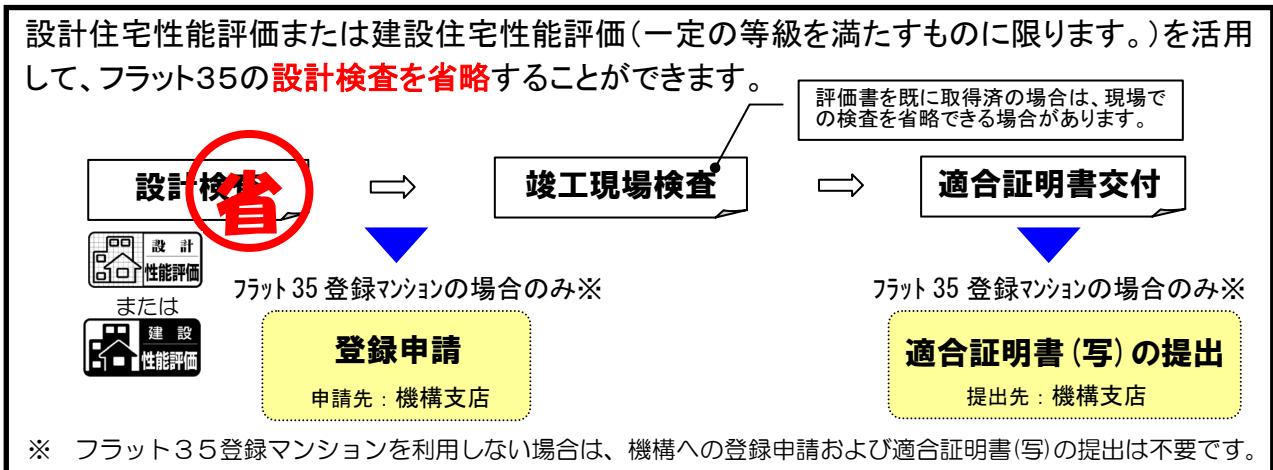
下表のいずれか1つ以上の性能を満たす設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書（③については長期優良住宅の認定通知書）を取得すること。

① 耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3
② バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上、かつ、 高齢者等配慮対策等級（共用部分）4以上
③ 耐久性・可変性	長期優良住宅（※3）

※3 フラット35S（20年金利引下げタイプ）の「耐久性・可変性」をご利用の場合は、所管行政庁から「長期優良住宅」の認定を受けることが要件となりますが、物件検査においては長期優良住宅の認定を受けていることを確認しません。そのため、物件検査の申請書の「フラット35Sの適用する基準」の【20年金利引下げタイプ】欄に「耐久性・可変性」はありません。物件検査は通常のフラット35（フラット35Sの適用なし）として、検査機関に申請を行い、お申込みの金融機関には、「フラット35Sの適用なし」の適合証明書と長期優良住宅の認定通知書（写し）を提出してください。

●「建設住宅性能評価」を活用する場合の「設計検査」および「竣工現場検査」における現場での検査の省略（建設住宅性能評価書を取得済みの場合）

竣工現場検査の段階で、以下のご利用条件を満たすものについては、P10～11に掲げる「設計検査」の手続きの省略に加え、「竣工現場検査」における現場での検査を省略し、書類のみ（建設住宅性能評価書および設計図書等）の検査によって適合証明書を取得することができます（「竣工現場検査・適合証明」の申請手続きは必要です。）。



ご利用条件

次の1および2に該当すること。

- 1 下表の等級を満たす建設住宅性能評価書を取得していること。
- 2 建設住宅性能評価書を取得した機関と、フラット35の物件検査を行う適合証明検査機関が同一であること。

性能分野	必要等級
省エネルギー対策等級	等級2以上
維持管理対策等級（※4）	（共用配管）等級3

※4 維持管理対策等級についても、必ず必要等級を取得していただく必要があります（P10記載の※2の取扱いはありません。）。

！ ご注意

フラット35S、フラット35S（20年金利引下げタイプ）をご利用になる場合は、上記のご利用条件に加えて、P11に記載する「フラット35Sのご利用条件」および「フラット35S（20年金利引下げタイプ）のご利用条件」に適合している必要があります。

竣工現場検査・適合証明について

工事が完了した段階で、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、現地において目視できる範囲で確認します。

また、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認します。

(1) 竣工現場検査の時期

竣工現場検査は、竣工後2年以内の物件（人が住んだことのない物件に限ります。）であれば申請することができます（※）。

具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合わせのうえ、少なくとも検査の1週間前には申請してください。

※金融機関への借入申込時に竣工後2年を超えている住宅または人が住んだことがある住宅は「中古住宅」になりますので、新築住宅として申請手続きはできませんのでご注意ください。

(2) 竣工現場検査・適合証明の提出書類

ア 設計住宅性能評価を活用する場合

チェック	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第一面）	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第二面） 〔共同建て用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第三面） 〔共同建て用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	次のいずれかの管理規約等を確認する書類		2部
<input type="checkbox"/>	管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書（※1）） および長期修繕計画書案		
<input type="checkbox"/>	「公庫マンション情報登録機関」に登録している物件の場合、公庫マンション情報登録機関に登録している旨を証する書面		
<input type="checkbox"/>	(財)マンション管理センターが実施する「マンションみらいネット」の登録マンションで、マンションみらいネット登録書の付属書である「維持管理基準適合確認書」の写し		
<input type="checkbox"/>	旧公庫が発行した公庫マンション購入融資の「マンション維持管理基準適合確認通知書（写）」		
<input type="checkbox"/>	検査済証の写し（建築確認が不要である場合、建築確認が同一窓口の場合は不要）		1部
<input type="checkbox"/>	設計住宅性能評価書の写し（検査機関が支障ないと判断した場合は省略可能）		1部
<input type="checkbox"/>	設計住宅性能評価申請書の添付書類の写し（検査機関が支障ないと判断した場合は省略可能）		1部
<input type="checkbox"/>	各住戸の床面積計算図（申請住戸部分）、団地全体の床面積計算図 （非住宅（併用）部分がある場合には、その面積の計算図）		2部
<input type="checkbox"/>	敷地面積計算図		2部
<input type="checkbox"/>	既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合）		2部
<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※1 マンション管理規約事前確認通知書については、P6参照。

※2 その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

○フラット35Sを利用する場合の追加提出書類

チェック	申請書等の種類	部数
<input type="checkbox"/>	【省エネルギー性、耐震性または耐久性・可変性（20年金利引下げタイプ以外）を希望する場合】 建築士が作成する工事監理報告書の写し	2部

イ 建設住宅性能評価を活用する場合

チェック	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第一面）	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第二面） 〔共同建て用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第三面） 〔共同建て用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	次のいずれかの管理規約等を確認する書類		2部
<input type="checkbox"/>	管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書（※1）） および長期修繕計画書案		
<input type="checkbox"/>	「公庫マンション情報登録機関」に登録している物件の場合、公庫マンション情報登録機関に登録している旨を証する書面		
<input type="checkbox"/>	(財)マンション管理センターが実施する「マンションみらいネット」の登録マンションで、マンションみらいネット登録書の付属書である「維持管理基準適合確認書」の写し		
<input type="checkbox"/>	旧公庫が発行した公庫マンション購入融資の「マンション維持管理基準適合確認通知書（写）」		
<input type="checkbox"/>	検査済証の写し（建築確認が不要である場合、建築確認が同一窓口の場合は不要）		1部
<input type="checkbox"/>	【建設住宅性能評価書の手続き中（現時点では未取得）の場合】 建設住宅性能評価の検査報告書の写し（竣工時検査の直前の検査報告書） および建設住宅性能評価申請書の添付書類の写し （検査機関が支障ないと判断した場合は省略可能）		1部
<input type="checkbox"/>	【建設住宅性能評価書を既に取得済の場合】 建設住宅性能評価書の写しおよび建設住宅性能評価書の添付書類の写し （検査機関が支障ないと判断した場合は省略可能）		1部
<input type="checkbox"/>	各住戸の床面積計算図（申請住戸部分）、団地全体の床面積計算図 （非住宅（併用）部分がある場合には、その面積の計算図）		2部
<input type="checkbox"/>	敷地面積計算図		2部
<input type="checkbox"/>	既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合）		2部
<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※1 マンション管理規約事前確認通知書については、P6参照。

※2 その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

(3) 竣工現場検査に合格したら

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。

○「フラット35登録マンション」の場合

- ①「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（金融機関提出用）」
 - ②「適合証明書付表」
 - ③「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（申請者用）」
 - ④「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」（副本）
 - ⑤管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書）および長期修繕計画案等（副本）
 - ⑥面積計算図等（副本）
- ※ フラット35をご利用予定のお客様に上記①および②の書類の写しを配布し、金融機関に提出するようお願いください。原本は事業者様が保管してください。
- ※ 機構支店に、適合証明書等の写しを提出してください。（P30 参照）

○「フラット35登録マンション」としない場合

- ①「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（金融機関提出用）」
 - ②「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（申請者用）」
 - ③「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」（副本）
 - ④管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書）および長期修繕計画案等（副本）
 - ⑤面積計算図等（副本）
- ※ フラット35をご利用予定のお客様に上記①の書類の原本を渡し、金融機関に提出するようお願いください。

III 物件検査(適合証明書取得)手続きの申請について

III-1 申請先(問い合わせ先)について

物件検査を行う検査機関は次のとおりです。対象となる住宅に制限のある場合がありますので、詳しくは検査機関へお問い合わせください。

(平成22年4月12日現在)

名称	所在地	電話番号	業務区域
(財)北海道建築指導センター	北海道札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル	011-241-1893	北海道
住宅アイアンドアイサービス(株)	北海道札幌市中央区南1条西10丁目4番地 第2タイムビル	011-272-7383	北海道(札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、空知郡南幌町)
(株)札幌工業検査	北海道札幌市中央区南1条東2丁目6番地 大通バスセンタービル2号館	011-887-6585	北海道
(株)建築住宅センター	青森県青森市本町2丁目9番17号 青森県中小企業会館内	017-732-7732	青森県
(有)アーバン建築確認検査機関	青森県十和田市大字三本木字里ノ沢1番地 284	0176-21-1223	青森県(十和田市、三沢市、上北郡、八戸市)
(財)岩手県建築住宅センター	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号 アイーナ	019-623-4420	岩手県
(財)宮城県建築住宅センター	宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番20号	022-262-0401	宮城県
(株)東北建築センター	宮城県仙台市泉区泉中央3丁目2-10	022-772-7880	宮城県
(株)仙台都市整備センター	宮城県仙台市青葉区木町通1丁目4番15号	022-212-2633	宮城県
(財)秋田県建築住宅センター	秋田県秋田市中通2丁目3番8号 秋田アトリオンビル	018-836-7850	秋田県
(財)秋田市総合振興公社	秋田県秋田市山王1丁目2番35号 山王別館	018-863-4731	秋田県
(株)山形県建築サポートセンター	山形県山形市城北町1丁目12番26号	023-645-6600	山形県
(財)ふくしま建築住宅センター	福島県福島市五月町4番25号 福島県建設センター	024-573-0118	福島県
(財)茨城県建築センター	茨城県水戸市笠原町978-30	029-305-7300	茨城県
(株)安心確認検査機構	茨城県水戸市中央1丁目8番17号	029-224-8522	茨城県
(株)EMI確認検査機構	茨城県つくば市花畑三丁目27番地6	029-877-3080	茨城県、栃木県、千葉県(柏市、我孫子市、流山市、野田市、松戸市、香取市、成田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、印旛村、本埜村、栄町、神崎町)、群馬県(館林市、板倉町、明和町)、埼玉県(加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、葛蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町)
(財)栃木県建設総合技術センター	栃木県宇都宮市竹林町1030番の2	028-626-3110	栃木県
(財)群馬県建設技術センター	群馬県前橋市大渡町1丁目10番地の7 公社総合ビル	027-251-6749	群馬県
(財)さいたま住宅検査センター	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-3	048-621-5111	埼玉県
(株)埼玉建築確認検査機構	埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目12番27号	048-835-7311	埼玉県
ユーディーアイ確認検査(株)	千葉県柏市東上町8番25号	04-7166-5222	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県及び群馬県の一部(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、多野郡、甘楽郡、佐波郡、邑楽郡)の区域
(株)千葉県建築住宅センター	千葉県千葉市中央区中央4丁目8番5号 建築会館	043-222-0321	千葉県
日本確認センター(株)	千葉県船橋市山野町135番地2 福永ビル	047-410-1266	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県、長野県
(財)住宅金融普及協会	東京都文京区関口1丁目24番2号 関口ビル	03-3260-7350	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
(財)日本建築センター(略称:BCJ(ビーシージェイ))	東京都千代田区外神田6丁目1番8号	03-5816-7518	全国
(財)住宅保証機構	東京都港区赤坂2丁目17番22号 赤坂ツインタワー本館	03-3584-5748	埼玉県(さいたま市)、東京都(港区、中央区、千代田区)、山梨県
(財)日本建築設備・昇降機センター	東京都港区虎ノ門1丁目13番5号 第一天徳ビル	03-3591-2004	福島県(福島市、郡山市、いわき市)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県、静岡県(静岡市、沼津市、三島市、富士市、熱海市)
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都渋谷区渋谷2丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル	03-5466-7871	東京都

名称	所在地	電話番号	業務区域
日本ERI(株)	東京都港区赤坂8丁目10番24号 住友不動産赤坂ビル	03-3796-0223	全国
(株)東京建築検査機構 (略称:TBTC(ティービーティーシー))	東京都中央区東日本橋1丁目1番4号 東日本橋M1ビル	03-5825-7550	山形県、宮城県、福島県、新潟県(島嶼部を除く。)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県
(株)日本住宅保証検査機構 (略称:JIO(ジオー))	東京都江東区毛利1丁目19番10号 江間忠錦糸町ビル	03-3635-4208	全国
ハウスプラス住宅保証(株)	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービルディング	03-5777-1434	全国
(株)住宅性能評価センター	東京都新宿区新宿2丁目3番11号 ダヴィンチ御苑前311	03-5367-8730	全国
(株)都市居住評価センター (略称:UHEC(ユーエック))	東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館	03-3504-2384	全国
(財)ベタリーピング	東京都千代田区富士見2丁目14番36号 F UJIMI WEST	03-5211-0599	全国
(株)ビルディングナビゲーション確認評価機構	東京都豊島区南大塚3丁目34番4号 ニューヴァービル	03-5960-3410	全国
(株)グッド・アイズ建築検査機構	東京都新宿区百人町2丁目16番15号 M・Yビル	03-3362-0475	全国
(株)J建築検査センター	東京都町田市市中町1丁目3番2号 シェル都	042-720-8315	埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県
(社)日本住宅性能評価機構	東京都渋谷区代々木1丁目58番10号 第一西脇ビル	03-5358-8580	埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県
(株)住宅検査保証協会	東京都墨田区江東橋2丁目2番3号 錦糸町丸山ビル	03-5625-8411	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、山梨県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、山口県、広島県(島嶼部を除く。)
(株)ハウスジューメン	東京都港区西新橋3丁目7番1号 ランディック第2新橋ビル	03-5408-8486	全国
イーハウス建築センター(株)	東京都千代田区外神田3丁目2番14号	03-5294-2621	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県、長野県
(株)高良GUT	東京都新宿区市谷本村町3番18号 エムズビル	03-5980-8473	東京都(島嶼部を除く。)
日本建築検査協会(株)	東京都中央区日本橋3丁目13番11号 油脂工業会館ビル	03-6202-3317	全国
ハウスプラス確認検査(株)	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービルディング	03-5777-1416	北海道(札幌市)、宮城県(仙台市)、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県
多摩確認検査株式会社	東京都西東京市東伏見1丁目17番25号 繁野ビル	042-426-8339	東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、千葉県、埼玉県
アウェイ建築評価ネット株式会社	東京都新宿区揚場町2丁目16番	03-6457-5540	全国
(財)神奈川県建築安全協会	神奈川県横浜市中区元浜町3丁目21番2号 ヘリオス関内ビル	045-212-3599	神奈川県
(株)東日本住宅評価センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番5号 TG鶴見ビル	045-503-3801	設計検査:全国 現場検査:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
(株)神奈川県建築確認検査機関 (略称:KBI(ケービーアイ))	神奈川県相模原市南区相模大野7丁目8番10号 大塚ビル	042-701-3935	東京都(港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、三鷹市、府中市、調布市、日野市、八王子市、多摩市、稲城市、町田市、国立市、狛江市)、神奈川県
ビューローベリタスジャパン(株)	神奈川県横浜市中区山下町1番地 シルクビル	045-664-3830	全国
(株)湘南建築センター (略称:SBC(エスビーシー))	神奈川県平塚市宮の前9番28号	0463-22-0667	神奈川県
富士建築コンサルティング(株)	神奈川県川崎市麻生区万福寺1丁目1番1号 新百合ヶ丘シティビルディング	044-959-6786	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、静岡県(島嶼部を除く。)
(財)新潟県建築住宅センター	新潟県新潟市中央区新光町15番地2 公社総合ビル	025-283-0851	新潟県
(株)新潟建築確認検査機構	新潟県新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルII	025-283-2112	新潟県
(財)富山県建築住宅センター	富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館	076-439-0248	富山県

名称	所在地	電話番号	業務区域
(財)石川県建築住宅総合センター	石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎内	076-262-6543	石川県
(財)福井県建築住宅センター	福井県福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館	0776-23-0457	福井県
(社)山梨県建設技術センター	山梨県甲府市酒折1丁目2075番2号	055-232-0527	山梨県
(財)長野県建築住宅センター	長野県長野市篠ノ井御幣川306番地1	026-290-5070	長野県
(株)ぎふ建築住宅センター	岐阜県岐阜市藪田東1丁目2番2号 建設会館	058-275-9033	岐阜県、愛知県(愛西市、津島市、稲沢市、一宮市、岩倉市、江南市、犬山市、小牧市、春日井市、丹羽郡)
(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル	054-202-5572	静岡県
(財)愛知県建築住宅センター	愛知県名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル	052-264-4055	愛知県
(株)確認サービス	愛知県名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル	052-238-7747	埼玉県(さいたま市、川口市、所沢市、草加市、富士見市、志木市、鳩ヶ谷市、蕨市、和光市、朝霞市、新座市、戸田市、三郷市、八潮市、三芳町)、千葉県(千葉市、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、松戸市、浦安市)、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
(株)名古屋建築確認・検査システム	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目2番19号 シンティコーポ東照	052-229-1080	愛知県(愛知郡、西春日井市、名古屋市長春市、日進市、清須市、北名古屋市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町)
(株)CI東海	愛知県名古屋市中区金山1丁目12-14 金山総合ビル	052-321-2001	愛知県全域、岐阜県・静岡県・三重県の都市計画区域内
(株)愛知建築センター	愛知県安城市横山町浜畔上26番地1 MCビル	0566-71-3567	愛知県
(財)三重県建設技術センター	三重県津市島崎町56番地	059-229-5612	三重県
(財)滋賀県建築住宅センター	滋賀県草津市草津3丁目13番25号	077-569-6501	滋賀県
アール・イー・ジャパン(株)	大阪府守口市早苗町6番7号	06-4250-5271	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
(株)京都確認検査機構	京都府京都市中京区二条通寺町東入榎木町82 宮崎ビル	075-256-8980	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)I-PEC	京都府京都市中京区東洞院御池下がる笹屋町436番地の2 SHICATA DIX BLDG	075-254-8250	滋賀県、京都府、大阪府
(財)大阪建築防災センター	大阪府大阪市中央区谷町3丁目1番17号	06-4794-8270	大阪府
(財)日本建築総合試験所	大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号 大阪U2ビル	06-6966-7565	福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、福岡県
(株)西日本住宅評価センター	大阪府大阪市西区北堀江2丁目2番25号 久我ビル南館	06-6539-5410	新築・中古:岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 新築のみ:富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	京都府舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル805号	0773-75-8770	京都府
(株)確認検査機構アネックス	滋賀県大津市末広町7番1号 大津パークビル	077-511-4170	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県
(株)日本確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番21号 松崎ビル	06-6231-1950	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)近畿建築確認検査機構	大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番10号	06-6942-7720	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
建築検査機構(株)	大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番22号 あいおい損保ビル	06-6231-8226	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
関西住宅品質保証(株)	大阪府大阪市中央区千日前1丁目4番8号 千日前M'sビル	06-7506-9001	福井県(敦賀市、小浜市、大飯郡、三方郡、三方上中郡)、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)技研	大阪府大阪市北区天満4丁目12番9号	06-6356-3695	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)オーネックス	大阪府茨木市駅前4丁目1番23号 光徳ビル	072-621-9280	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)国際確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜3丁目7番12号 東京建物大阪ビル	06-6222-6626	全国
(株)確認検査機構トラスト	大阪府大阪市中央区南本町1丁目3番9号 サンコービル	06-6271-5669	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

名称	所在地	電話番号	業務区域
(株)総合確認検査機構	大阪府大阪市中央区難波2丁目3番11号	06-6484-2251	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(財)兵庫県住宅建築総合センター	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル	078-252-2786	兵庫県
日本 TESTING(株)	兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目1番1号 新神戸ビル	078-392-8087	北海道、沖縄県を除く日本全域
(財)神戸市防災安全公社	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル	078-291-1119	兵庫県(神戸市)
(株)兵庫確認検査機構	兵庫県姫路市南条434番地 大翔ビル	0792-89-3002	兵庫県
(株)近畿確認検査センター	兵庫県西宮市池田町9番7-215 フレンテ西館	0798-39-1271	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)ジェイネット	兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番26号 尼崎ステーションビル	06-6482-3561	大阪府、兵庫県
(株)阪確サポート	兵庫県尼崎市七松町2丁目1番5号	06-4869-5466	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
(財)なら建築住宅センター	奈良県奈良市大森町57番地3	0742-27-8601	奈良県
(株)確認検査機構プラン21	奈良県橿原市八木町1丁目7番39号 林田ビル	0744-20-2005	京都府(京田辺市、宇治市、城陽市、精華町、木津町、加茂町、山城町、井手町)、兵庫県(尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、芦屋市、神戸市)、大阪府、奈良県、和歌山県(橋本市)
(財)和歌山県建築住宅防災センター	和歌山県和歌山市ト半町38番地 建築士会館内	073-431-9220	和歌山県
(財)鳥取県建築住宅検査センター	鳥取県鳥取市田園町3丁目375番地	0857-21-6702	鳥取県
(財)島根県建築住宅センター	島根県松江市北田町35番地3 建築会館内	0852-26-4577	島根県
岡山県建築住宅センター(株)	岡山県岡山市北区蕃山町1番20号	086-227-3266	岡山県
(株)広島建築住宅センター	広島県広島市中区八丁堀15番10号	082-228-2220	広島県
ハウスプラス中国住宅保証(株)	広島県広島市中区国泰寺町1丁目3番32号 国泰寺ビル	082-545-5607	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
(有)広島県東部建築確認センター	広島県福山市南手城町1丁目12番6号	084-973-8178	広島県(福山市、府中市(上下町を除く。)、尾道市、三原市(久井町及び大和町を除く。))、岡山県(井原市、笠岡市)(島嶼部を除く。)
(株)ジェイ・イー・サポート	広島県広島市中区小町2番30号	082-546-1378	全国(東京都、新潟県及び沖縄県の島嶼部を除く。)
(財)山口県建築住宅センター	山口県山口市大手町3番24号 パークビル	083-921-8722	山口県
(株)とくしま建築住宅センター	徳島県徳島市川内町平石住吉209番地5 (株)徳島健康科学総合センター	088-665-6577	徳島県
(株)香川県建築住宅センター	香川県高松市松島町1丁目13番14号 九十九ビル	087-832-5270	香川県
(株)愛媛建築住宅センター	愛媛県松山市宮田町186番地4 松山駅前ビル	089-931-3336	愛媛県
(社)高知県建設技術公社	高知県吾川郡いの町枝川2410番地7	088-850-4650	高知県
(財)福岡県建築住宅センター	福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡東オフィスビル	092-713-1496	福岡県
九州住宅保証(株)	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号	092-771-7744	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
(財)佐賀県土木建築技術協会	佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3144-2	0952-41-1125	佐賀県
(財)長崎県住宅・建築総合センター	長崎県長崎市元船町17番1号	095-825-6944	長崎県
(財)熊本県建築住宅センター	熊本県熊本市神水1丁目3番1号 ヨネザワ 熊本県庁前ビル	096-385-0771	熊本県
(株)熊本建築確認検査機関	熊本県熊本市水前寺6丁目5番19号熊本 県住宅供給公社	096-383-7227	熊本県
ハウスアンドホームズ(株)	熊本県熊本市神水1丁目8番8号	096-213-6661	熊本県
(財)大分県建築住宅センター	大分県大分市王子港町1番17号 ウッドプラザ大分	097-537-0300	大分県
(財)宮崎県建築住宅センター	宮崎県宮崎市恒久1丁目7番地14	0985-50-5586	宮崎県
(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番228号	099-224-4539	鹿児島県
(財)沖縄県建設技術センター	沖縄県宜野湾市普天間1丁目2番16号	098-893-5611	沖縄県
沖縄建築確認検査センター(株)	沖縄県那覇市樋川1丁目11番3号 仲本ビル	098-835-4700	沖縄県

III-2 物件検査申請書の記載要領

設計検査申請書(第一面)

[適新工第1号書式]

設計検査申請書(新築住宅) (フラット35、財形住宅)

(第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承する。申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり設計検査を申請します。なお、当申請書及書等に記載の事項は、事実と相違ありません。

手数料請求先 会社名: **フラット設計事務所**

所屬/担当者名: **工事 三郎**

住所: 〒(000 - 0000) 東京都〇〇区〇〇3-4-5

電話: 03-0000-0000

検査機関名 **独立確認センター** 殿

申請日 平成 22 年 4 月 2 日

申請者

郵便番号 〒(000 - 0000)

現住所 東京都〇〇区〇〇1-2

電話番号 (03) - (0000) - (0000)

フリガナ フリガナ フラット 三郎

申請者名 (株) フラッティ



【申請者】

建築主以外の方でも申請者になる
ことができます。

建設の場所(地名地番) **東京都〇〇市〇〇3-5**

工期 着工予定日 平成 22 年 4 月 22 日 竣工予定日 平成 22 年 12 月 15 日

中間現場検査
(一戸建て等の場合)

1.適合証明の中間現場検査を実施

2.適合証明の中間現場検査を省略(※1)

住宅瑕疵担保保険の検査実施

中間検査等
予定日(※2)

平成

建築基準法の中間検査実施

検査実施(予定)
機関名(※2)

【建設の場所】

正確な地名地番を記入してください。
間違っていると融資を受けられない場
合があります。

注文住宅・分譲住宅の区分 1.注文住宅 2.分譲住宅 建物の名称 **東京フラッティ一巻番館**

建築主 建築主名 **(株) フラッティ 代表取締役 住宅 一郎**

郵便番号・住所 〒000 - 0000 東京都〇〇区〇〇1-2

照会先 名称・電話番号 **フラット設計事務所** (03) - (0000) - (0000)

郵便番号・住所 〒000 - 0000 東京都〇〇区〇〇3-4-5

区分 1.設計者 2.工事監理者 3.工事請負者 4.事業主

5.販売代理 6.その他()

連絡事項

【連絡事項】

連絡事項があれば
記入してください。

※検査機関受付欄	※検査番号	※検査者名	※検査実施機関名	※判定欄 (合格年月日及び番号) 平成 年 月 日 第 号
記載しないこと。				
※維持管理基準確認書の条件[共同建て(分譲住宅)の場合] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
※フラット35S(20年金利引下げタイプ(省エネルギー性))確認の条件[一戸建ての場合] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
※住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査内容の記載 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

※1: 次の①及び②に該当する場合は、適合証明の中間現場検査を省略できます。

① 住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査、又は建築基準法の中間検査(適合証明の中間現場検査と同時期のものに限ります。)を実施する前に、適合証明の設計検査の申請を行うこと。

② 適合証明の検査と住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を同一機関で実施すること。

※2: 住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査の内容を記入してください。

20100401

設計検査申請書(第二面)

[適新工第1号書式]

設計検査申請書(新築住宅)

(フラット35、財形住宅)

(第二面)[共同建て用]

【階数】

建築基準法上の階数です。

○建物の概要(全体)

戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 4.共同建て
構造	<input type="checkbox"/> 3.準耐火 (<input type="checkbox"/> 1.イ準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐) <input checked="" type="checkbox"/> 5.耐火
工法	<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツブハイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input checked="" type="checkbox"/> 7.鉄骨造・RC造等
機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	会社名 () 承認番号 ()
階数	地上 <input type="text" value="7"/> 階 地下 <input type="text" value="1"/> 階
申請戸数/全体戸数	<input type="text" value="4"/> <input type="text" value="8"/> 戸 / <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="8"/> 戸
延べ面積	<input type="text" value="4"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="9"/> . <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> m ²
敷地面積	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> . <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> m ²

フラット35登録マンションの希望 1.有 2.無

※「有」の場合は、設計検査合格後機構への手続きが必要です。

<申請者確認事項>

1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン。(以下「フラット35」といいます。))及び財形住宅融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。

(1) 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること
(2) 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること

【敷地面積】

建築基準法上の敷地面積です。

上屋	<input type="text"/>
無し	<input type="text"/>
0m以下	<input type="text"/>

【フラット35登録マンションの希望】

希望の有無をチェックしてください。

フラット35登録マンションの希望を有とした場合は、原則、対象団地の全住戸について申請してください。(基準等に適合しない住戸は除きます。)

- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲内で行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を確保するものではないことを承知しています。
- 3 フラット35S(優良住宅取得支援制度)の適用については、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- 4 フラット35S(優良住宅取得支援制度)の適用については、フラット35Sの基準のうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となることを承知しています。

<個人情報の取扱い>

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容

ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)

イ その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

設計検査の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。

ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
イ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
ウ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2 機構等への個人情報の提供

検査機関は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。

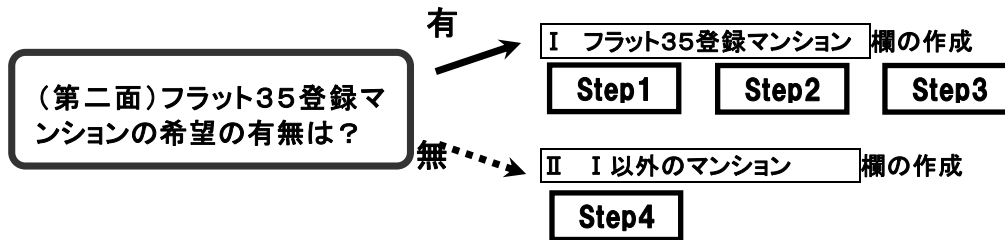
ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	設計検査申請書に記載されたお客様の属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	

20100401

設計検査申請書(第三面)

第三面の記載は、「フラット35登録マンション」登録希望の有無によって異なります。



[適新工第1号書式] 設計検査申請書(新築住宅)
(フラット35、財形住宅)
(第三面)[共同建て用]

申請書第二面でフラット35登録マンションの希望「有」の場合は、「I フラット35登録マンション」を、「無」の場合は「II I以外のマンション」をご記入ください。

I フラット35登録マンション

1. 申請住戸

(1) フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用(1~3のいずれかを選択)※1

1. 全住戸がフラット35Sの基準を適用しない。(下表の作成不要)

2. 全住戸がフラット35Sの基準を適用し、かつ、すべてフラット35Sの基準が同じ。(下表の作成不要)

1.省エネルギー性 2.耐震性(1.免震 2.免震以外※2) 3.バリアフリー性 4.耐久性・可変性

【20年金利引下げタイプ】 6.耐震性 7.バリアフリー性

3. 住戸ごとにフラット35Sの基準の適用が異なる。(下表を作成※3)

表 フラット35S基準適用別住宅番号表(フラット35Sの基準の適用ごとに住宅番号を記入してください。)

フラット35S※1の基準の適用	住宅番号
<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性	
<input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外※2)	
<input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性	
<input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性	
【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 6.耐震性 <input checked="" type="checkbox"/> 7.バリアフリー性	
<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性	
<input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外※2)	
<input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性	
<input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性	
【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 6.耐震性 <input checked="" type="checkbox"/> 7.バリアフリー性	
フラット35Sの基準を適用しない。	

Step 1

(2) 財形住宅融資の適用(1又は2のいずれかを選択)
(上記申請住戸のうち、1戸あたりの面積が「40㎡以上280㎡以下」とならないものは財形住宅融資対象外住戸となります。)

1. 財形住宅融資対象外住戸なし(上記申請住戸がすべて「40㎡以上280㎡以下」の場合)(下表の記入不要)

2. 財形住宅融資対象外住戸あり(上記申請住戸に「30㎡以上40㎡未満」又は「280㎡超」の住戸がある場合→下表に住宅番号を記入※3)

財形住宅融資対象外住宅番号	203	303	403

Step 2

2. 申請外住戸 (1戸あたりの床面積が30㎡未満の場合など、申請外とする住戸がある場合は、住宅番号を記入してください。※3)

申請外住宅番号

Step 3

II I以外のマンション (設計検査を申請する住戸についてのみ住宅番号等を記入してください。※3)

住宅番号	1戸あたりの床面積	フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用※1
	. m ²	<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外※2) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性 【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 6.耐震性 <input checked="" type="checkbox"/> 7.バリアフリー性
		<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無
	. m ²	<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外※2) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性 【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 6.耐震性 <input checked="" type="checkbox"/> 7.バリアフリー性
		<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無

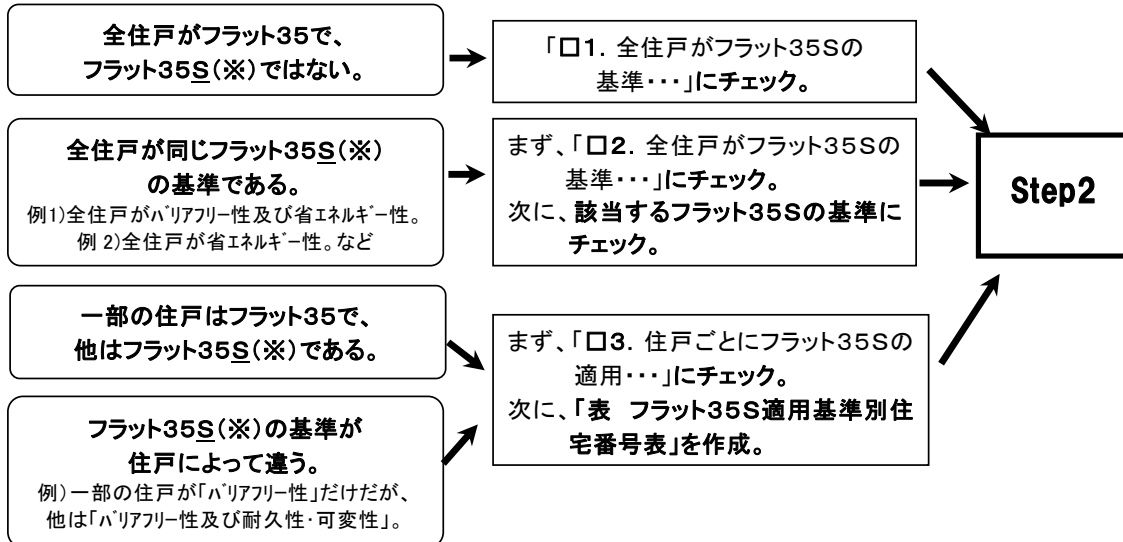
Step 4

※1 フラット35S(優良住宅取得支援制度)の適用については、フラット35Sのうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。
 ※2 「免震以外」とは、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上のことをいいます。
 ※3 住宅番号欄が不足する場合は、本書式を複数作成し提出してください。(「II I以外のマンション」の場合は、別表(任意書式)添付としてもかまいません。)

20090624

Step 1. フラット 35S(※)の基準の適用について

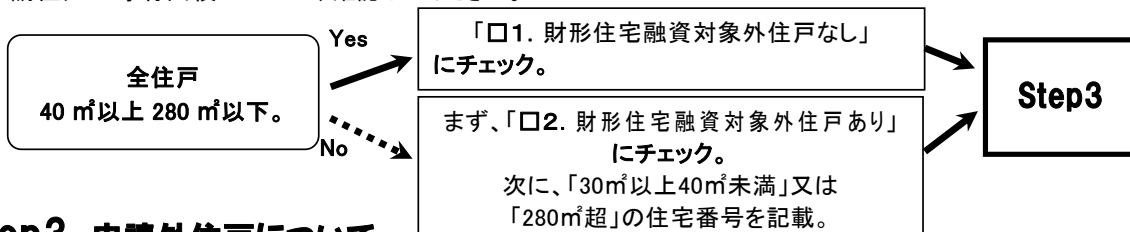
申請住戸がフラット35S(※)の基準について次のパターンのどれに当たるか確認してください。



(※) **フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」**を利用する場合は、物件検査において、**フラット35Sの基準を適用しないものとして、パターンを確認してください。**(金融機関には、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」として申込み、長期優良住宅の「認定通知書」(写し)を提出する必要があります。)

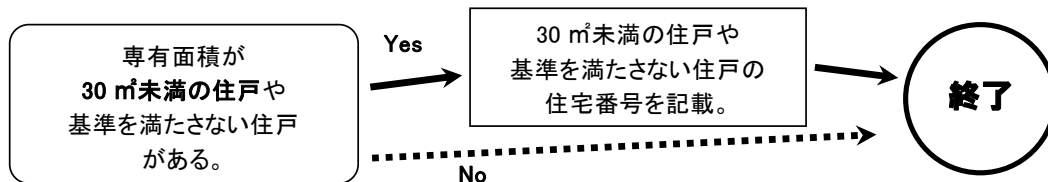
Step 2. 財形住宅融資の適用について

申請住戸の専有面積について、確認してください。



Step 3. 申請外住戸について

マンションの中に申請外住戸があるか、確認してください。



フラット35登録マンションの場合は第三面の記載はここで終了です。

Step 4. フラット 35 登録マンションとしない場合

Ⅱ I以外のマンションを申請する住戸についてのみ記載してください。

欄が不足する場合は、本書式を複数作成してください。

任意書式とする場合は、本書式の住宅番号欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に「マンション名」、「住宅番号」、「1戸あたりの床面積」、「フラット35Sの基準の適用」(※)を記載してご提出ください。

(※) **フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」**を利用する場合は、物件検査において、**フラット35Sの基準を適用しないものとして、パターンを確認してください。**(金融機関には、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」として申込み、長期優良住宅の「認定通知書」(写し)を提出する必要があります。)

竣工現場検査申請書(第一面)

[適新工第5号書式] 竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)
(フラット35、財形住宅)
(第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面の申請者確認事項を了承するとともに、中に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり竣工現場検査・適合証明を申請します。なお、当申請書及等に記載の事項は、事実と相違ありません。

手数料請求先 会社名: **フラット設計事務所**

所属/担当者名: **工事 三郎**

住所: 〒(000 - 0000) 東京都○区○×3-4-5

電話: 03-0000-0000

【申請者】

建築主以外の方でも申請者になることができます。

検査機関名

独立確認センター 殿

【建設の場所】

正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。

申請者

郵便番号 〒(000 - 0000)

現住所 **東京都○区○×1-2**

電話番号 (03)-(0000)-(0000)

フリガナ **フリガナ フラッティ**

申請者名 **(株)フラッティ**



建設の場所(地名地番)	東京都○市○×3-5			
工期	着工日	平成 22 年 4 月 22 日	竣工(予定)日	平成 22 年 12 月 15 日
設計検査合格日	平成 22 年 4 月 21 日(第 独設30 号)	設計検査機関コード	9:9:×:×	
中間現場検査(一戸建て等の場合のみ記入)	中間現場検査合格日	平成 年 月 日(第 号)	中間現場検査機関コード	: : : :
	適合証明の中間現場検査省略(右記検査実施)	<input type="checkbox"/> 1.住宅瑕疵担保保険の検査実施 [検査実施機関名:] <input type="checkbox"/> 2.建築基準法の中間検査実施 [検査実施機関名:]		
建設住宅性能評価書の取得状況(建設住宅性能評価書の活用により、設計・中間現場検査を省略する場合のみ記入)	<input type="checkbox"/> 1.一定の等級を満たす評価書を既に取得済(竣工現場検査における現場での検査を省略する場合)(※1) [建設住宅性能評価書交付日: 平成 年 月 日] <input type="checkbox"/> 2.上記以外(竣工現場検査における現場での検査を実施する場合)(※2)			
注文住宅・分譲住宅の区分	<input type="checkbox"/> 1.注文住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 2.分譲住宅	建物の名称	東京フラッティ一巻番館	
建築主	建築主名	(株)フラッティ 代表取締役 住宅 一郎		
	郵便番号・住所	〒000 - 0000 東京都○区○×1-2		
照会先	名称・電話番号	フラット設計事務所 (03)-(0000)-(0000)		
	郵便番号・住所	〒000 - 0000 東京都○区○×3-4-5		
計画に関する変更内容又は連絡事項	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.設計者 <input checked="" type="checkbox"/> 2.工事監理者 <input type="checkbox"/> 5.販売代理 <input type="checkbox"/> 6.その他(
	※1 建設住宅性能評価書を取得済みで、その性能が次の全てを満たす場合は、竣工現場検査における現場での検査を省略し、当該評価書、設計図書等により検査を行うことができます。 【一戸建て等】・省エネルギー対策等級:等級2以上、劣化対策等級:等級2以上、維持管理対策等級(専用配管):等級3 【共同建て】・省エネルギー対策等級:等級2以上、維持管理対策等級(共用配管):等級2以上 また、フラット35Sを利用する場合は、上記に加えて、必要とされる等級等を満たす必要があります。 ※2 現場での検査が必要な場合、現場での検査を希望される場合は、「建設住宅性能評価書の取得状況」欄について「上記以外」を選択してください。			

【設計検査合格日】【設計検査機関コード】

「設計検査に関する通知書」を参考にして記入してください。性能評価書を活用して、設計検査を省略した場合は、記入不要です。

【計画に関する変更内容又は連絡事項】

軽微な計画変更や連絡事項があれば記入してください。

記載しないこと。

【建設住宅性能評価書の取得状況】

建設住宅性能評価書を活用し、設計検査、中間現場検査を省略した場合のみ記入してください。

一定の等級(申請書欄外に記載)を満たす評価書を既に取得済で現場での検査を省略したい場合は、「□1.一定の…」にチェックをし、建設住宅性能評価書交付日を記入してください。

評価書をまだ取得していない場合、若しくは一定の等級を満たしていない等、現場での検査を行う必要がある場合は、「□2.上記以外」にチェックをしてください。

竣工現場検査申請書(第二面)

[適新工第5号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)
(フラット35、財形住宅)
(第二面)[共同建て用]

【階数】

建築基準法上の階数です。

○建物の概要(全体)

戸建型式	■ 4.共同建て
構造	□ 3.準耐火(□ 1.イ準耐 □ 2.ロ準耐 □ 3.省令準耐) ■ 5.耐火
工法	□ 1.在来木造 □ 2.フレハブ(木質系) □ 3.フレハブ(鉄骨系) □ 4.フレハブ(コンクリート系) □ 5.枠組壁工法(ツバイパー工法) □ 6.丸太組構法 ■ 7.鉄骨造・RC造等
機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	会社名() 承認番号()
階数	地上 <input type="text" value="7"/> 階 地下 <input type="text" value="1"/> 階
申請戸数/全体戸数	<input type="text" value="4"/> / <input type="text" value="8"/> 戸 / <input type="text" value="4"/> / <input type="text" value="8"/> 戸
延べ面積	<input type="text" value="4"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> m ²
敷地面積	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> m ²

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン。(以下「フラット35」といいます。))及び財形住宅融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積[※]、建設費、購入価額の居住等についての要件に適合していること。
- ※:住宅の床面積の要件は以下のとおりです。

	一戸建て等		共同建て	
	下限	上限	下限	上限
フラット35	70㎡以上	無し	30㎡以上	無し
財形住宅融資	70㎡以上	280㎡以下	40㎡以上	280㎡以下

- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 フラット35S(優良住宅取得支援制度)の適用については、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があります。
- 4 フラット35S(優良住宅取得支援制度)の適用については、フラット35Sの基準のうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。

<個人情報の取扱い>

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の必要な範囲で利用いたします。
(1) 業務内容
ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に摘要される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
イ その他これらに付随する業務
(2) 利用目的
竣工現場検査の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。
ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
イ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
ウ その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 検査等への個人情報の提供
検査機関は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。
ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	竣工現場検査申請書に記載されたお客様の属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	

20100401

【延べ面積】

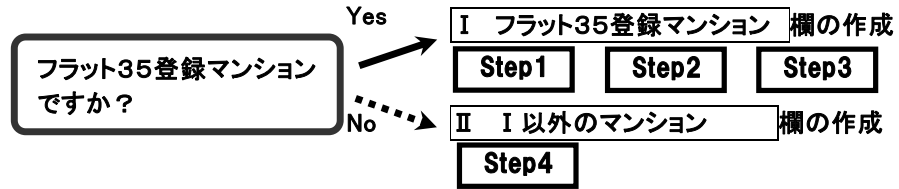
建築基準法上の延べ面積です。

【敷地面積】

建築基準法上の敷地面積です。

竣工現場検査申請書(第三面)

第三面の記載は、「フラット35登録マンション」登録の有無によって異なります。



[適新工第5号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)
適合証明書付表
(フラット35、財形住宅)
(第三面)[共同建て用]

フラット35登録マンションの場合は適合証明書(写)とあわせて写しを金融機関に提出

【「フラット35登録マンション」登録】
設計検査時に有として申請した場合、「有」にチェックし、登録番号を記載してください。
設計検査時に無として申請した場合には「無」にチェックしてください。

建物の名称	東京フラッティ-老番館
建設住宅性能評価書の取得(予定を含む。)	<input checked="" type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無
「フラット35登録マンション」登録	<input checked="" type="checkbox"/> 1.有 登録番号 0:1:2:3:4:5:ix <input type="checkbox"/> 2.無

「I フラット35登録マンション」を記入してください。
「II I以外のマンション」を記入してください。

I フラット35登録マンション

1. 申請住戸

(1) フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用(1~3のいずれかを選択)※1

1. 全住戸がフラット35Sの基準を適用しない。(下表の作成不要)

2. 全住戸がフラット35Sの基準を適用し、かつ、すべてフラット35Sの基準が同じ。(下表の作成不要)

1.省エネルギー性 2.耐震性(1.免震 2.免震以外※2) 3.バリアフリー性 4.耐久性・可変性

【20年金利引下げタイプ】 6.耐震性 7.バリアフリー性

3. 住戸ごとにフラット35Sの基準の適用が異なる。(下表を作成※3)

表 フラット35S基準適用別住宅番号表(フラット35Sの基準の適用ごとに住宅番号を記入してください。)

フラット35S※1の基準の適用	住宅番号
<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性	
<input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外※2)	
<input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性	
<input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性	
【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 6.耐震性	
<input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性	
<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性	
<input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外※2)	
<input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性	
<input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性	
【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 6.耐震性	
<input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性	
フラット35Sの基準を適用しない。	

Step 1

(2) 財形住宅融資の適用(1又は2のいずれかを選択)

(上記申請住戸のうち、1戸あたりの面積が「40㎡以上280㎡以下」とならないものは財形住宅融資対象外住戸となります。)

1. 財形住宅融資対象外住戸なし(上記申請住戸がすべて「40㎡以上280㎡以下」の場合)(下表の記入不要)

2. 財形住宅融資対象外住戸あり(上記申請住戸に「30㎡以上40㎡未満」又は「280㎡超」の住戸がある場合→下表に住宅番号を記入※3)

財形住宅融資対象外住宅番号	203	303	403
---------------	-----	-----	-----

Step 2

2. 申請外住戸

(1戸あたりの床面積が30㎡未満の場合など、申請外とする住戸がある場合は、住宅番号を記入してください。※3)

申請外住宅番号

Step 3

II I以外のマンション

(適用)についてのみ住宅番号等を記入してください。※3)

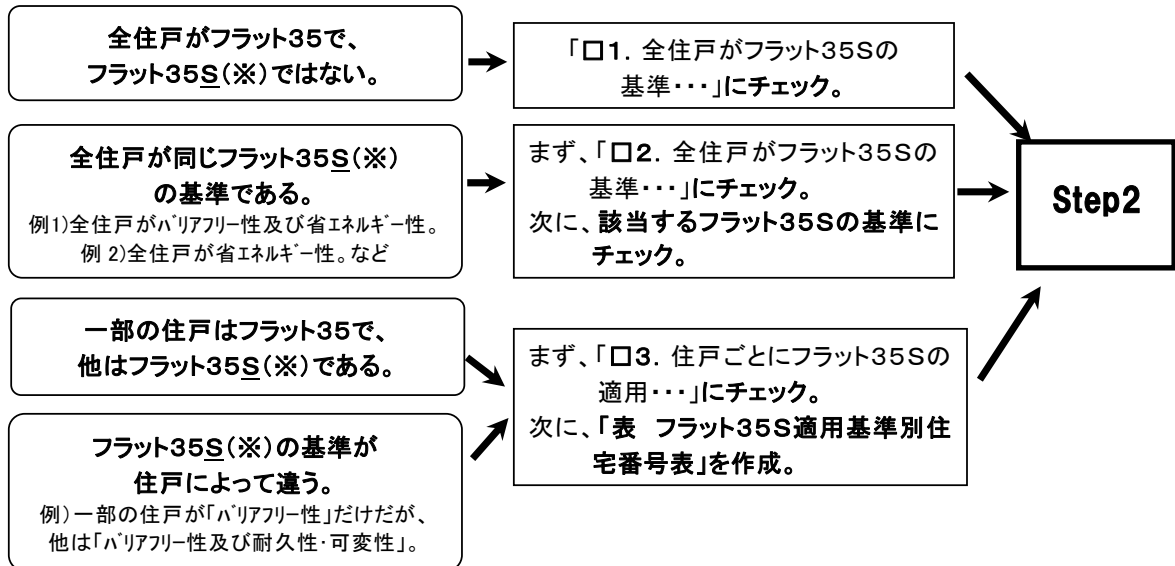
住宅番号	1戸あたりの床面積	フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用※1
㎡	<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外※2) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性 【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 6.耐震性 <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性
㎡	<input type="checkbox"/> 2.無
㎡	<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外※2) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性 【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 6.耐震性 <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性
㎡	<input type="checkbox"/> 2.無

Step 4

※1 フラット35S(優良住宅取得支援制度)の適用については、フラット35Sの基準のうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。
※2 「免震以外」とは、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上のことをいいます。
※3 住宅番号欄が不足する場合は、本書式を複数作成し提出してください。(「II I以外のマンション」の場合は、別表(任意書式)添付としてまかまかせません。)

Step1. フラット35S(※)の基準の適用について

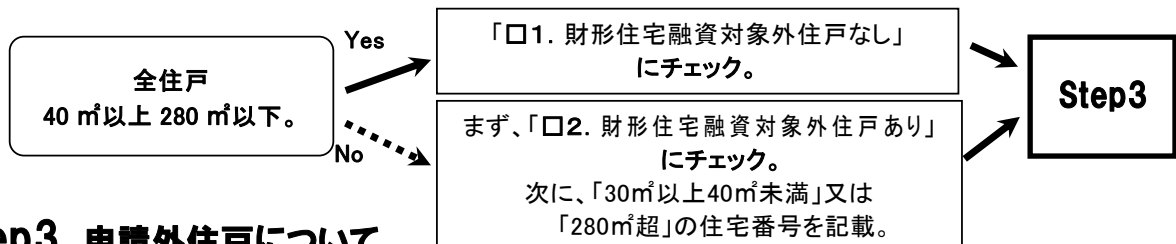
申請住戸がフラット35S(※)の基準について次のパターンのどれに当たるか確認してください。



(※) **フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」**を利用する場合は、物件検査において、**フラット35Sの基準を適用しないものとして、パターンを確認してください。**(金融機関には、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」として申込み、長期優良住宅の「認定通知書」(写し)を提出する必要があります。)

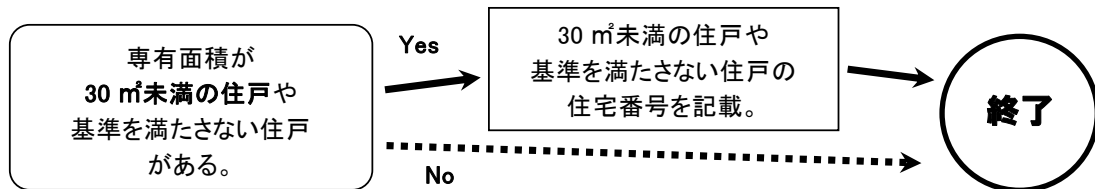
Step2. 財形住宅融資の適用について

申請住戸の専有面積について、確認してください。



Step3. 申請外住戸について

マンションの中に申請外住戸があるか、確認してください。



フラット35登録マンションの場合は第三面の記載はここで終了です。

Step4. フラット35登録マンションとしない場合

Ⅱ I 以外のマンションを申請する住戸についてのみ記載してください。

欄が不足する場合は、本書式を複数作成してください。

任意書式とする場合は、本書式の住宅番号欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に「マンション名」、「住宅番号」、「1戸あたりの床面積」、「フラット35Sの基準の適用」(※)を記載してご提出ください。

(※) **フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」**を利用する場合は、物件検査において、**フラット35Sの基準を適用しないものとして、パターンを確認してください。**(金融機関には、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」として申込み、長期優良住宅の「認定通知書」(写し)を提出する必要があります。)

III-3 「フラット35登録マンション」の手続き

○「フラット35登録マンション」とは…

事業者様が、マンション全体(※)について適合証明書を取得する予定として、あらかじめ住宅金融支援機構に登録いただいたマンションのことをいいます。

※複数棟ある団地を販売期ごとや1棟ごとに分けて申請いただくことも可能です。

※一部対象外住戸があっても対象外住戸を明記することで、ご登録いただけます。

※フラット35登録マンション以外の適合証明申請手続きは、住戸ごとに申請が必要です。

1 機構への登録について

(1) 登録申請

① 設計検査を受けた場合（設計住宅性能評価書を取得しない場合）

設計検査合格後、担当の機構支店（P29参照）に次の書類を送付してください。

提出書類	部数
「フラット35登録マンション」申請書（P31参照）	1
「設計検査に関する通知書」〔適新工第2号書式〕の写し	1
「設計検査申請書（第一面～第三面）」〔適新工第1号書式〕の写し	1
■フラット35S（20年金利引下げタイプ）の「耐久性・可変性」に該当する場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく、長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」または「認定変更通知書」の写し（長期優良住宅のうち代表住戸1戸分） ※長期優良住宅に該当しない住戸がある場合には、当該住戸番号を明示した一覧表等を添付してください。	1

② 設計検査を省略した場合（設計住宅性能評価書を活用する場合）

設計住宅性能評価書を取得した後、以下の書類を担当の機構支店（P29参照）に送付してください。

提出書類	部数
「フラット35登録マンション」申請書（P31参照）	1
「設計住宅性能評価書」の写し （評価項目の等級が同じ住宅が複数ある場合は、1住戸分の評価書の写しの提出で結構です。）	1
■フラット35S（20年金利引下げタイプ）の「耐久性・可変性」に該当する場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく、長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」または「認定変更通知書」の写し（長期優良住宅のうち代表住戸1戸分） ※長期優良住宅に該当しない住戸がある場合には、当該住戸番号を明示した一覧表等を添付してください。	1

「フラット35登録マンション」申請書は、次のURLでもダウンロードできます。
http://www.flat35.com/tetsuduki/mansion_flow.html#SUB2

(2) 登録申請に関するお問合せ先・ご申請先

マンションの建設場所	送付支店	支店所在地	TEL
北海道	北海道支店 営業推進グループ	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西13-3-13	011-261-8306
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北支店 営業推進グループ	〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	022-227-5035
栃木県 群馬県 新潟県 長野県	北関東支店 営業推進グループ	〒371-8588 群馬県前橋市千代田町1-8-8	027-232-6170
茨城県 埼玉県 千葉県 山梨県 静岡県 東京都 神奈川県 沖縄県	首都圏支店 公共業務グループ	〒112-8671 東京都文京区後楽1-4-10	03-5800-9345 (FAX 03-5800-9369)
岐阜県 愛知県 三重県	東海支店 営業推進第一グループ	〒464-8621 愛知県名古屋市千種区新栄3-20-16	052-263-2904
富山県 石川県 福井県	北陸支店 営業推進グループ	〒920-8637 石川県金沢市丸の内4-12	076-233-4254
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿支店 公共業務グループ	〒541-8546 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	06-6281-9268
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国支店 営業推進グループ	〒730-0011 広島県広島市中区基町8-3	082-221-8654
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国支店 営業推進グループ	〒760-0017 香川県高松市番町2-10-8	087-825-0512
福岡県 佐賀県 長崎県	九州支店 営業推進グループ	〒810-8657 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	092-722-5028
熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	南九州支店 営業推進グループ	〒862-0950 熊本県熊本市水前寺2-16-11	096-387-3705

(3) 登録書の発行

送付いただいた書類の内容を確認後、登録番号等を記載した「フラット35登録マンション登録書」を送付します。

※竣工現場検査申請書・適合証明申請書付表に「登録番号」をご記入いただく欄がありますので、ご留意ください。

(4) 住宅金融支援機構ホームページへ物件情報を掲載

登録後、住宅金融支援機構ホームページ（フラット35サイト）にて、物件名、事業者名、所在地等の物件情報を紹介いたします。物件ホームページへのリンクもいたしますので、「フラット35登録マンション申請書」にホームページアドレスをご記入ください。なお、掲載は原則として物件が竣工するまでですが、お申し出いただいた場合は、完売するまでの間、竣工日から起算して最長2年間掲載することができます。

※広告表示について

物件広告・物件ホームページへ「登録マンションロゴマーク表示」および「フラット35サイトへのリンク」をお願いいたします。ロゴマークデータについてはフラット35サイトからダウンロードすることができます。

2 フラット35登録マンションの設計検査および竣工現場検査・適合証明申請についての留意事項

物件検査の申請に当たっては、次の事項についてご注意ください。

(1) 設計検査

- ・マンション全体を対象住戸(※)として、検査機関に設計検査を申請してください。
※専有面積が30㎡未満である等基準に適合しない住戸はフラット35の対象外となりますのでご注意ください。
- ・「設計検査申請書(第二面)」の「フラット35登録マンションの希望」欄は「1. 有」にチェックしてください。
- ・「設計検査申請書(第三面)」は「Iフラット35登録マンション」欄を記載してください。

(2) 竣工現場検査・適合証明申請

- ・フラット35登録マンションとして設計検査に合格した全住戸を対象として、検査機関に適合証明を申請してください。
- ・「竣工現場検査申請書・適合証明申請書(第三面)」の「フラット35登録マンション」登録欄の「1. 有」にチェックし、機構が発行しました「フラット35登録マンション登録書」の登録番号を記載してください。また、「Iフラット35登録マンション」欄を記載してください。

3 適合証明書を取得したら

(1) 「適合証明書」(写)のお客様への配布

フラット35を利用予定のお客様に以下の書類を配布し、金融機関に提出するようお願いください。

提出書類	部数
「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書」(金融機関提出用)[適新工第7号書式]の写し	1
「適合証明書付表」[適新工第5号書式]の写し	1

(2) 適合証明書の写し等の機構への提出

適合証明書等を取得した後は、郵送等により以下の書類を担当の機構支店(P29参照)に送付してください。

提出書類	部数
「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書」(金融機関提出用)[適新工第7号書式]の写し	1
「適合証明書付表」[適新工第5号書式]の写し	1
「中古マンションらくらくフラット35における耐久性基準への適合について」※	1

注) 事業者の皆様は、適合証明書等の原本を保管してください。

※中古マンションらくらくフラット35への移行登録を希望する場合があります。

「フラット35登録マンション」申請書

独立行政法人 住宅金融支援機構

支店 あて

(フリガナ)			
売主			
売主 ご担当者	所在地	〒	
	TEL・FAX	(TEL)	(FAX)
	E-mail	(E-mail)	
部署・担当者名		※設計事務所等の代理者が手続きする場合は、備考欄に連絡先を記入ください	

以下の物件について、設計検査に合格（または、設計住宅性能評価書が発行され、以下のとおり機構の定める技術基準に適合していることを確認）したので、「フラット35登録マンション」の申請をします。※1

また、申請内容に変更があった場合には、機構へ速やかに報告します。

(フリガナ)			
マンション名			
建設場所 (地名地番) ※2			<input type="checkbox"/> 保留地でない <input type="checkbox"/> 保留地である
総戸数	戸	階数(地上/地下)	/
一般募集開始(予定)時期	年 月	竣工(予定)時期	年 月
フラット35S (優良住宅取得支援制度)	<input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 適合する(全住戸について、適合するフラット35Sの基準が同じである) <input type="checkbox"/> 適合する(住戸ごとに、適合するフラット35Sの基準が異なる)		
適合する基準 ※適合する基準を全て記入	<input type="checkbox"/> 省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 耐震性(<input type="checkbox"/> 耐震等級2以上 <input type="checkbox"/> 免震) <input type="checkbox"/> バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 耐久性・可変性 【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 耐震性 <input type="checkbox"/> バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 耐久性・可変性		
物件HPアドレス(リンク先)又はお問合せ電話番号			
設計検査	<input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書活用により省略 <input type="checkbox"/> 設計検査に合格	<input type="checkbox"/> 省エネルギー対策 <input type="checkbox"/> 維持管理対策(共用配管)	<input type="checkbox"/> 等級2以上 <input type="checkbox"/> 等級2以上 <input type="checkbox"/> 等級1(埋め込み配管なし)※3
竣工後の中古マンションらしくフラット35への移行希望	<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし
(中古の適合証明省略)※4	耐久性基準の確認方法	<input type="checkbox"/> フラット35S(耐久性・可変性(20年金利引下げタイプを含む)) <input type="checkbox"/> 劣化対策等級2以上 <input type="checkbox"/> 耐久性届出書	
備考 ※5			

※1 添付書類・設計検査を受けた場合：設計検査申請書(写)、設計検査に関する通知書(写)

・設計住宅性能評価書を活用し設計検査を省略した場合：設計住宅性能評価書(写)

・フラット35S(20年金利引下げタイプ)の耐久性・可変性に該当する場合：長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」または「認定変更通知書」

※2 建設場所が保留地かどうかを「保留地でない」「保留地である」欄に必ずチェックしてください。

※3 その他、遮音対策(床スラブ厚15cm以上又は重量床衝撃音対策等級2以上)、炊事室等への換気設備の設置、区画(界壁・界床を耐火構造または1時間準耐火以上で区画)等、フラット35S基準に適合する場合はその基準に対応した所定の等級に適合する必要があります。

※4 「中古マンションらしくフラット35」とは、一定の要件(耐久性基準等)を満たす中古マンション(竣工後2年以上経過又は既に人が住んだ物件)について、フラット35を利用するお客様が適合証明手続きを省略できる制度です。

※5 フラット35の技術基準に適合しない住戸がある場合は、その旨を備考欄に表示してください。

※6 平成21年9月現在、フラット35登録マンションで「中古マンションらしくフラット35」に移行する物件は、フラット35S(中古タイプ(外壁等断熱))として移行することができます。なお、フラット35S(省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性)としての移行も、今後適用することを検討しております(開始時期未定)。これに伴い、フラット35S(省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性)として移行する物件で、同一物件内で住戸により適用する基準が異なる場合は、住戸番号と該当する基準名を表示することを予定しています。

以下の < 申出者確認事項 > を必ずご確認ください。

< 申出者確認事項 >

- 1 機構がホームページに物件概要を原則として竣工までの間掲載すること（希望した場合は完売するまで（ただし竣工日から起算して最長2年間を限度とする）、上記メールアドレスにフラット35の情報を送信することについて、承諾します。
- 2 フラット35の融資を受けるに際しては、住宅金融支援機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について確認しています。
 - (1) 住宅金融支援機構の証券化支援事業（新築住宅）に係る技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、建設費、購入価額、人の居住、申込期間、フラット35Sの性能等の要件に適合していること。
- 3 竣工時の適合証明書をもって、当該住宅がフラット35の技術的基準に適合していることを機構が確認することを承知しています。なお、適合証明は当該住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 4 設計住宅性能評価書を提出する場合
 - (1) すべての申請住戸について提出した設計住宅性能評価書と同一の等級の評価書が交付されたものであることを確認しています。
 - (2) 機構の定める技術基準のうち設計住宅性能評価書で確認できない事項については、機構の定める技術基準に適合していることを確認しています。
 - (3) フラット35Sの「耐震性（免震）」又は「耐久性・可変性」で登録申請する物件で、当該技術基準のうち、平成18年度以前に取得した設計住宅性能評価書において確認できない事項については、当該技術基準に適合していることを確認しています。
- 5 「中古マンションらしくフラット35」にフラット35S（省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性）として移行することとなった場合、同一物件内で住戸により適用するフラット35Sの基準が異なる物件は、住戸番号と該当する基準名を表示することを承知しています。